

生徒心得

生徒は常に高校生としての自覚を持ち、高等学校における勉学と共に学校行事やクラブ活動等の特別活動にも前向きに取り組み、また人権を尊重しあい、あらゆる場において高校生としての誇りを持った行動をとらなければならない。

次の各条項について、高校生としての本分を十分に自覚し、規定を厳守すること。

1. 学校に届け出た後、許可が必要である事項

- (1) 単車通学、自転車通学を希望する場合
- (2) 登校後やむを得ず外出する場合
- (3) 合宿、キャンプを行う場合
- (4) アルバイトを希望する場合
- (5) 校内で掲示や放送をする場合

2. 学校への届け出が必要である事項

- (1) 公共物を破損した場合
- (2) 事故等があった場合
- (3) 金銭や物品を校内で紛失あるいは拾得した場合
- (4) 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引きなどをする場合
- (5) 携帯電話を校内へ持ち込む場合

※不正使用(授業中に使用)をした場合は、担任が預かり保護者に返却する。

3. 1または2に該当しない場合でも必要に応じて、学校に相談をする。

4. 服装・身だしなみ等について

制服とは何かということを考え、制服にふさわしい清楚な美を基本として調和のとれたものをきちんと身につけること。

(1) 制服について

- ① 制服は学校指定のものとし、それ以外の服は認めない。必ず指定店で購入すること。

※ 制服として揃えなくてはいけないもの。

- ・ブレザー・スラックス・スカート・シャツ
- ・ネクタイ

- ② 制服の変形は認めない。

③ 制服の変形、又は故意にサイズの合わないものを購入した場合は、買い替えること。
★スカート丈については膝丈とする。

※ 夏服・冬服への衣替えについては、6月1日と10月1日に行うが、移行期間を別途設ける。

④ 華美でない色彩のベスト類については、ブレザーなしの着用を認める。

(2) 通学靴について

① 革靴、合成革靴またはスニーカーとする。

② ブーツ、サンダル、ハイヒールは禁止する。

③ 派手なものでなく高校生らしく動きやすいものとする。

(3) 防寒着・防寒具について

ブレザーの上に着用の防寒着・防寒具（マフラー・手袋等）の着用は許可するが、高校生にふさわしいものとし、また、色や型が華美にならないようにする。

着用に際しては以下の事項を必ず守る。

・防寒着、防寒具は登下校時のみで、基本教室内では着用しない。

・防寒着着用の場合も、学校指定のブレザー、カッターシャツを必ず着用する。

(4) 頭髪・身だしなみ等について

① 頭髪のパーマ・変色・脱色・染色は禁止する。

② 剃り込み・長いもみあげ・口ひげ・眉そりは禁止する。

③ 頭髪の派手なアクセサリ（リボン、カチューシャ、シュシュ等）は禁止する。

④ 一切の化粧及びネイルアート・マニキュア・色付きリップクリーム等の使用は禁止する。

⑤ 指輪・イヤリング・ピアス・ネックレス・エクステ等の装飾品は禁止する。

⑥ 特別の理由なく色付き眼鏡等の使用を禁止する。

⑦ 靴下・ストッキングは、白色または紺・黒色を基調としたものとする。

⑧ その他通学用靴等々、高校生らしい清潔な服装・身だしなみを心掛ける。

5. 所持品について

(1) 携帯電話は、特別な事情のない限り、学校への持ち込みを禁止する。

(2) 刃物、その他の危険物の所持は禁止する。

(3) 低俗な書籍、娯楽用具、菓子類等の持参は禁止する。

(4) 貴重品や多額の現金はできるだけ持参しない。

(5) 所持品には必ず学年、氏名を明記する。

6. 行動について

(1) 登校・下校の時は交通マナーを良く守り、事故のないよう万全を期し、高校生として恥ずかしくないようにする。

(2) 挨拶を励行し、言葉づかいをていねいにする。

(3) 始業（午前8時30分）までに登校し、遅刻をしない。

(4) 自習時間は、各HR教室で静かに自習する。

(5) 許可なくして登校後校外へ出ない。

- (6) 特別の事情のある場合を除き、午後5時以降学校に残留しない。
- (7) 単車等他人の所有物に無断で触れない。
(単車の貸借は絶対にしないこと)
- (8) 外泊・会合への参加は必ず保護者の同意を得る。
- (9) 保護者の同伴なくして午後10時以降の外出はしない。(県条例により)
- (10) 飲酒、喫煙、暴力行為等、高校生としてあるまじき行為は絶対にしない。
- (11) パチンコ店等高校生立入禁止の場所や高校生にふさわしくない場所には立ち入らない。

7. 交友について

- (1) 常に優しさ・温かみのある態度を保ち、他人への親切を忘れないようにしよう。
- (2) 暴力は絶対にふるわない。
- (3) 互いの人権を尊重するとともに、礼節を守り、修業途上にあることを充分自覚して責任ある行動をとる。

8. 公共物、美化、衛生について

- (1) 学校における公共物は、個人のものでなく後輩に受け継がれるものであることに留意し、大切に使う。
- (2) 校内においては常に清潔・整頓を心掛け、美しい環境をつくるようにしよう。

9. 学習について

- (1) 始業合図とともに速やかに教室に入る。
- (2) 授業中は他人に迷惑をかけることのないよう言動に注意する。
- (3) 遅刻、早退の時は必ず申し出る。
- (4) 掲示や放送には絶えず留意する。

10. アルバイトについて

アルバイトをする場合は、規定の届用紙に必要事項を記入し、以下のことを了解し、提出する。

- (1) 定期考査時間割発表日から考査終了までは学業に専念すること
- (2) 和歌山県青少年健全育成保護条例にもとづき、午後10時までに帰宅すること
- (3) 社会性を育成するため、高校生としてふさわしい業務に就かせてもらうこと
- (4) 就業先の信用を傷つけるような言動や行動を絶対にしないこと
- (5) 学業その他の学校生活において支障があると学校が判断した場合、一時的あるいは永続的に、アルバイトを中断することを了解してもらうこと

11. 交通について

- (1) 自転車通学を希望する場合
 - ① 自転車通学を希望する場合は届け出をし、ステッカーを貼る。

② 自転車通学の厳守事項

- (ア) 二人乗りをしない。
- (イ) 並進、肩置き運転、ながら運転、足押し運転等をしない。
- (ウ) 夜間の無灯火運転はしない。
- (エ) ブレーキその他の整備を完全にする。
- (オ) 他人に迷惑をかける場所に駐輪しない。
- (カ) 通学許可を得ないで登校しない。
- (キ) 改造しない。
- (ク) 傘さし運転をしない。
- (ケ) 危険な運転をしない。
- (コ) ハブステップを付けない。ヘルメット着用(努力義務)

③ 自転車通学について

上記厳守事項に違反した場合は、違反通知書を発行し、3枚で自転車通学を禁止する。

(2) 単車通学を希望する場合

★ 単車通学生は「3+1ない運動」が基本にあることを十分に自覚する。

- ① 単車通学は原則として片道5km以上、旧清水町内に在住する者に限り許可する。但し、1年生については2学期以降とする。
- ② 免許証・自賠責保険の確認、自宅よりの通学経路の地図、単車所有届け等一式の書類の提出を行う。
- ③ 法規上、校則上の交通安全学習の確認をし、法規、校則を遵守する保護者と連名の誓約書を保護者が登校のうえ提出する。
- ④ 必ず見やすい場所にステッカーを貼る。
- ⑤ 単車を替えた場合や単車故障の際の代わりの単車を使用する場合など必ず届け出る。
- ⑥ 通学用単車は50cc未満とする。
- ⑦ 単車通学生は、学校が設定する実技講習を受講する。
- ⑧ 単車通学の厳守事項
 - (ア) 通学に限って学校乗り入れを認める。
 - (イ) 単車の強制保険に必ず加入する。(任意保険への加入を奨励する)
 - (ウ) 単車の二人乗りは、禁止する。
 - (エ) 単車乗車時は、ヘルメットを着用する。
 - (オ) 暴走行為をしない。
 - (カ) 並進、肩置き運転、足押し運転等をしない。
 - (キ) ブレーキその他の整備を完全にする。
 - (ク) 他人に迷惑をかける場所に駐車をしない。
 - (ケ) 通学許可を得ないで登校しない。
 - (コ) 改造した車両を使用しない。
 - (サ) 交通違反をしない。
 - (シ) 単車による通学路は学校の指示に従う。